

渉外業務におけるお客様への受領証等の交付について

茨城県信用組合（理事長 渡邊 武）では、お客様の大切なご預金等をお守りするため、以下のような手続きを定めておりますのでお知らせいたします。

お手順をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 受領証等の交付について

- 当組合の渉外係および融資係（以下、「渉外係等」と言います。）が訪問先等で、現金、通帳、証書等をお預かりする際には、受領事実や預り事実を証するものとして、当組合所定の「受領証」もしくは「預り証」（以下、「受領証等」と言います。）をお渡しいたしますので、内容をご確認のうえ必ずお受取ください。

※渉外係等以外の職員がお客様から現金、通帳、証書等をお預かりした場合は、当組合所定の「領収書」もしくは「通帳・証書等預り証」をお渡しいたします。

- 「受領証等」は、機械印字されたものを交付します。お客様に手書きの「受領証等」をお渡しすることはございません。
- 当組合の渉外係等が、所定の「受領証等」以外の名刺やメモ等でお預かりすることは、絶対にございません。
- 「受領証等」は通帳、証書等をお返しする際、引換えにご返却いただきますので大切に保管してください。
なお、通帳、証書等をお受取りの際には、その内容等について必ずご確認ください。
- 万一「受領証等」を紛失した場合は、別途「受領証等」に署名、捺印をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

2. 現金お届け時のお取扱について

- 当組合の職員がお客様のご依頼で現金をお届けした際には、必ずその場で現金在高をご確認のうえ「現金受領書」の預金者名欄に受領の自署およびお届け印による押印をお願いいたします。

3. ご署名等の代筆について

- 当組合の職員は契約書、各種預金申込書、払戻請求書、現金受領書等のお客様記入欄の代筆は行っておりません。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。
※お客様の何らかの理由により、ご記入ができない場合は、お取引店にご相談ください。

ご不明な点がございましたら、当組合「お客様相談室」までご連絡ください。

【ご連絡先】	茨城県信用組合 お客様相談室
電話番号	0120-310-206
受付時間	9:00~17:00（土・日、祝日を除く）

